

## 指定障害児通所支援事業者等監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という）第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16及び第24条の17の規定に基づき、障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付（以下「障害児通所支援給付等」という。）の内容及び障害児通所支援給付等に係る費用の請求等に係る監査の基本的事項を定め、もって障害児通所支援給付等対象サービスの質の確保並びに障害児通所支援給付等の適正化を図る。

### (定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

障害児通所支援事業者等 次に掲げる事業者等を総称したものをいう。

ア 指定障害児通所支援事業者

法第21条の5の15に基づき県が指定した障害児通所支援事業者若しくは事業者であった者若しくは当該サービス事業所の従業者であった者。

イ 指定障害児入所支援事業者

法第24条の9に基づき県が指定した障害児入所施設を設置した者若しくは当該施設の従業者であった者。

### (監査方針)

第3条 監査は、障害児通所支援事業者等の障害児通所支援給付等対象サービスの内容等について、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16又は第24条の17に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、または障害児通所支援給付等にかかる費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

### (監査対象となる障害児通所支援事業者等の選定基準)

第4条 監査は、次に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 障害児通所支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

法第21条の5の21及び第24条の15により指導を行った広域振興局長が障害児通所支援事業者等について確認した指定基準違反等または法第21条の5の21により指導を行った市町村長から情報が提供された指定基準違反等

(3) 度重なる指導によっても障害児通所支援給付等対象サービスの内容及び障害児通所支援給付等にかかる費用の請求に改善がみられないとき。

(4) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

### (監査方法等)

第5条

(1) 報告等

広域振興局長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に係者に対して質問させ、若しくは当該障害児通所支援事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

この場合において、実地検査等を行う職員は、広域振興局長が発行する身分証明書（様式第1号）を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

ア 広域振興局長による実地検査等

広域振興局長は、障害児通所支援事業者等について実地検査を行う場合、速やかに、実施する旨の情報提供を市町村長に対し行うものとする。

イ 広域振興局長は、指定基準違反等と認めるときは、速やかに市町村長に情報提供を行うものとする。

なお、広域振興局長と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

ウ 広域振興局長は、イの指定基準違反等のうち、法第21条の5の22又は法24条の16に基づく改善勧告、法第21条の5の23又は24条の17に基づく指定取消に相当する重大な違反事案が認められるときは、次号による場合を除いて、次条第2項に基づき、保健福祉部長に引き継ぐものとする。

(2) 監査結果の通知等

広域振興局長は、監査の結果、改善勧告又は指定取消にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(広域振興局長の報告等)

第6条 広域振興局長は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、保健福祉部長に報告を行う。

2 前項にかかわらず、監査の結果、前条(1)ウに該当する場合は、広域振興局長は、すみやかに、当該事案の経緯及び監査結果について、別に定めるところにより、保健福祉部長に引き継ぐものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

改正した要綱は、平成27年2月19日から施行する。

附 則

改正した要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(表面)

5.4 センチ メートル	3 センチ メートル	2.4 センチ メートル	身分証明書		
			職員番号第	号	
			氏名		
			生年月日		
			上記の者は、裏面記載の立入調査等を行う岩手 県の職員であることを証明する。		
			(2年間有効)		
			年	月	日
			〇〇広域振興局長 氏		名 印
			8.6 センチ メートル		

(裏面)

立 入 調 査 等	
この身分証明書を携帯する者は、次に掲げる法律、条例等の規定により立入 調査等を行う者である。	
法律、条例等の名称	
児童福祉法第21条の5の22	
児童福祉法第24条の15	

備考1 法律、条例等の名称の欄には、立入調査等の内容に応じ、根拠法令等を適宜記載して差し支え  
ありません。

2 身分証明書と写真を分離できない場合は、割印を省略できます。